

タイル張り技能者能力評価基準

令和2年3月25日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、タイル張り技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 能力評価基準の策定主体

一般社団法人 日本タイル煉瓦工事工業会

2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を利用して、タイル張り技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、タイル張り技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③タイル張り技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有するタイル張り技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出す

ことを目的とする。

3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、タイル張り工事に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける大分類「タイル工」（40）小分類「タイル工」（01）とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「タイル張り技能者」と称する。

4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

本基準の対象とする職種及び建築業についての基礎知識を有するとともに、使用器具・機械の安全な使用方法を身に付け、上級技能者（技能士）の指示を受けながら本基準の対象とする職種の作業が出来る。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

タイル張り施工について、タイル張り2級技能士相当の知識と技術・技能及び一定の実務経験を有し、タイル張り中堅技能工（一人前の技能者）として、建築物等の内外装タイル張り作業に単独で従事できる能力を有する。

レベル3：職長として現場に従事できる技能者

タイル張り1級技能士資格を有し、多種多様なタイル張り工法に精通したタイル工で、他の技能者に対し作業計画等を指示するなど、作業管理、品質管理、工程管理及び安全管理ができる能力を有する。

レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

タイル張り施工について熟練の技術・技能、高い知識を有し、かつ高度なマネジメント能力をも有した上級職長として、一つの建設現場における全体の工事の流れを概括的にとらえ、全体工程の把握・管理を行い、元請け事業者や他職種との調整を行うことができる能力を有する。

5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職能のうち大分類「タイル工」小分類「タイル工」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

（1）レベル4の基準

【考え方】

就業日数については、登録タイル張り基幹技能者の受講要件（実務経験年数10年以上）及び優秀施工者国土交通大臣顕彰の推薦要件（建設現場従事期間20年以上）を踏まえ設定。

保有資格については、タイル技能工の最上位の資格である、登録タイル張り基幹技能者及び優れた建設従事者として国土交通大臣が評価する優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者を設定。

職長としての就業日数については、登録タイル張り基幹技能者の受講要件（職長としての実務経験3年以上）を踏まえさらに2年プラスして設定。

【基準】

①から③までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,580日（12年）以上であること。

② 保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

- ・登録タイル張り基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）
- ・優秀施工者国土交通大臣顕彰

イ) (2) の②及び(3) の②に定める資格（レベル3及びレベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③ 職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が1,075日（5年）以上であること。

(2) レベル3の基準

【考え方】

就業日数については、タイル張り1級技能検定の受験要件が7年以上であることを踏まえ、1級技能士としての就業日数（実務経験）を加味し設定。

保有資格については、レベル3に相当するタイル工の技術・技能等の能力等を担保するため設定。

職長・班長としての就業日数については、レベル3の技能者像に適合する要件を踏まえて設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日（10年）以上であること。

② 保有資格

ア) 及びイ) を満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格をいずれも保有していること。

- ・1級タイル張り技能士
- ・職長・安全衛生責任者教育

イ) (3) の②に定める資格（レベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③ 職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が645日（3年）以上であること。

(3) レベル2の基準

【考え方】

就業日数については、タイル張り2級技能検定の受験要件が3年以上であることを踏まえ、2級技能士相当の技能者としての就業日数（実務経験）を加味し設定。

保有資格については、レベル2に相当するタイル工の技術・技能等の能力等を担保するため設定。

【基準】

①及び②を満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,075日（5年）以上であること。

②保有資格

以下に掲げる資格をいずれも保有していること。

- ・ 足場の組立て等作業従事者特別教育
- ・ 自由研削といしの取替等の業務特別教育

(4) レベル1の基準

【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、タイル張り技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

7. その他

タイル張り技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録タイル張り基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものと取り扱う。

【別表】レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が 2,580 日（12 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録タイル張り基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 ・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格 	職長としての就業日数が 1,075 日（5 年）以上であること。
レベル3	就業日数が 2,150 日（10 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・タイル張り1級技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	職長又は班長としての就業日数の合計が 645 日（3 年）以上であること。
レベル2	就業日数が 1,075 日（5 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・足場の組立て等作業従事者特別教育 ・自由研削といしの取替等の業務特別教育 	/
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可